

CPSS/IOSCO「証券決済システムのための勧告」に基づく  
わが国の国債決済システムの評価

2007年11月20日

日本銀行

## 目次

はじめに	2
「証券決済システムのための勧告」の鍵となる質問への回答	6
Ⅰ. 勧告の遵守状況	7
Ⅱ. 勧告毎の評価	7
勧告 1 法的枠組	7
勧告 2 約定確認	12
勧告 3 決済サイクル	15
勧告 4 セントラル・カウンターパーティ (CCP)	18
勧告 5 証券貸借	21
勧告 6 証券集中保管機関 (CSD)	23
勧告 7 DVP (Delivery versus Payment)	24
勧告 8 決済のファイナリティのタイミング	25
勧告 9 参加者の決済不履行に対する CSD のリスク管理	27
勧告 10 資金決済に利用される資産	29
勧告 11 運行上の信頼性	31
勧告 12 顧客の証券の保護	34
勧告 13 ガバナンス	36
勧告 14 参加基準	38
勧告 15 効率性	40
勧告 16 通信手順および標準	42
勧告 17 透明性	43
勧告 18 監督とオーバーサイト	46
勧告 19 クロスボーダーリンクに係るリスク	48

## はじめに

- ・ BIS・CPSS<sup>1</sup>および IOSCO<sup>2</sup>による専門委員会が、2001年に策定・公表した「証券決済システムのための勧告」は、先進国のほか発展途上国で発行された証券を含むすべての証券のための証券決済システムと、国内取引およびクロスボーダー取引の双方に当てはまるように策定された19の勧告（証券決済の法的枠組、リスク管理、参加基準、ガバナンス、効率性、透明性、監督・オーバーサイト体制等）により構成され、証券決済システムの設計・運営・オーバーサイトに関する国際基準となっている。同勧告の適用対象となる「証券決済システム」は、証券取引の約定確認、クリアリング、決済、証券の保管のすべての制度的な取極めを含むものとして広く定義され、証券集中保管機関（CSD: Central Securities Depository）のほか、約定確認システムの運営者、清算機関、決済銀行、カストディアン等を広く適用対象としている。
- ・ 本ペーパーは、わが国の国債決済システム（振替国債の店頭取引に関する照合・清算・決済に関する仕組み）について、「証券決済システムのための勧告」に基づく評価を行うものである。

## 評価の対象範囲

- ・ 日本で発行されている国債のうち、金融商品として市場において取引される国債には、国債振替決済制度において取り扱われる振替国債のほかに、現物国債（国債証券）、国債登録制度において取り扱われる登録国債があるが、現物国債および登録国債の取扱いは僅少であるため、振替国債（日本銀行の運営する国債振替決済制度において取り扱われる国債）のみを評価対象としている<sup>3</sup>。また、振替国債の一部は、金融商品取引所（証券取引所）に上場されているが、国債の取引所取引の取扱額は僅少であるため、専ら国債の店頭取引について評

---

<sup>1</sup> 支払・決済システム委員会（Committee on Payment and Settlement Systems）。G10諸国の中央銀行が決済システムの動向をモニター・分析し、関連する政策課題を検討するフォーラム（事務局：国際決済銀行〈BIS〉）。

<sup>2</sup> 証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions）。世界各国の証券監督当局や証券取引所等から構成されている国際機関。証券監督に関する原則・指針等の国際的なルールの策定等を行っている。

<sup>3</sup> 無記名国債（普通国債および財投債）の発行残高（672兆5947億円〈2006年12月末〉）のうち国債振替決済制度による振替国債の占める割合は99.95%以上であり、国債登録制度による登録国債の占める割合は0.03%程度、国債証券（現物国債）の割合は0.01%程度に止まる。

価している<sup>4</sup>。

## 関係する市場インフラの概要

- ・振替国債の店頭取引の照合・清算・決済に関する市場インフラとしては、①日本銀行の運営する国債振替決済制度および日銀ネット国債系、②日本国債清算機関、③証券保管振替機構の運営する決済照合システム、等がある。

### ①国債振替決済制度および日銀ネット国債系

国債振替決済制度は、制度参加者である銀行や証券会社等が顧客のために口座を開設して顧客の保有する国債を管理し、日本銀行が制度参加者のために口座を開設して、制度参加者の保有・管理する国債を管理したうえで、国債取引に伴う国債の受渡しを帳簿上の口座振替によって行う仕組み（ブックエントリー・システム）である。

同制度は、1980年に、日本銀行が、国債取引の急増に対応して、国債の売買等に伴う銀行や証券会社等の事務負担を軽減することを目的として創設したものであるが、国債が証券の完全ペーパーレス化にかかる社債等振替法の適用対象となったことを受けて、2003年1月から、同法に基づく振替制度として運営されている。日本銀行は、社債等振替法上の振替機関として主務大臣（内閣総理大臣＜金融庁長官に権限を委任＞、法務大臣および財務大臣）の指定を受けている（同法47条）。また、振替機関として国債振替決済制度を運営するにあたり、日銀法39条に基づき主務大臣（内閣総理大臣＜金融庁長官に権限を委任＞および財務大臣）の認可を受けている。

日本銀行は、日本銀行・金融機関間のオンライン・ネットワークシステムである日銀ネットを運営しており、その対象業務として、当座預金決済のほか、国債決済その他国債に関する様々な業務（国債の入札・発行・払込に関する業務や金融調節上のオペレーションに関わる業務）を行っている。このうち国債関係事務について提供されている日銀ネットのインフラは、「日銀ネット国債系」と呼ばれる。日銀ネット国債系による国債関係事務のオンライン処理は、国債振替決済制度、国債登録制度に関連する事務を対象として1990年に開始された。1994年には、日銀ネット当預系と日銀ネット国債系をリンクさせることにより、DVP決済に関する事務（国債資金同時受渡関係事務）を開始し

---

<sup>4</sup> 国債の取引所取引にかかる日本証券クリアリング機構の国債現物取引の債務引受高は約130万円（2006年中1営業日平均）。これに対し、国債の店頭売買高（現先売買高を含む。額面ベース）は約36兆円（2006年中の1営業日平均）。

ている。さらに、2001年には、即時グロス決済（RTGS）に移行するとともに、金融機関が DVP 決済により譲り受ける国債等を日本銀行に担保として差し入れ、日本銀行から当座貸越の供与を受けて、国債の譲受代金等の支払いに充当すること等を可能とする仕組みを導入している（同時担保受払機能）。

国債振替決済制度および日銀ネット国債系に関するその他の情報については、日本銀行のホームページ（<http://www.boj.or.jp>）を参照。

## ②日本国債清算機関

日本国債清算機関（JGBCC）は、主要な市場参加者（証券会社、銀行等）の出資により、証券取引法（現在の金融商品取引法）に基づく証券取引清算機関（現在の金融商品取引清算機関）として設立され、2005年5月から国債の店頭取引（売買取引、現先取引、レポ取引〈現金担保付債券貸借取引〉）に関する清算業務を行っている。JGBCCは、証券会社や銀行等の参加者間の国債店頭取引について、売り手と買い手双方の債務を引受け、決済の履行を保証するとともに、債務引受を行った取引について、決済日毎、銘柄毎に、ネットィングを行っている。ネットィング後のJGBCCと参加者との間の国債および資金の決済は、日銀ネット国債系の国債DVP決済、国債DVP同時担保受払機能を利用して行われている。

JGBCCは、証券取引法（現在の金融商品取引法）に基づく主務大臣（内閣総理大臣）の免許を受けて有価証券債務引受業（現在の金融商品債務引受業）を行っている（金融商品取引法156条の2）。

JGBCCに関するその他の情報については、JGBCCのホームページ（<http://www.jgbcc.co.jp>）を参照。

## ③決済照合システム

証券保管振替機構の運営する決済照合システムは、機関投資家取引および業者間取引にかかる取引関係者間（機関投資家、証券会社、信託銀行等）の約定・決済にかかる情報について電子的に照合を行うものである。同システムは、2001年9月にサービスを開始して以来、順次、対象証券や業務を拡充してきており、国債については、売買取引、レポ取引（現金担保付債券貸借取引）および現先取引を対象業務としている。また、同システムは、JGBCCの開業（2005年5月）と合わせて、国債の店頭取引の清算業務についてJGBCCの清算システムとシステム連動を開始している。

証券保管振替機構は、株券等の保管及び振替に関する法律に基づく主務大臣

(内閣総理大臣<金融庁長官に権限を委任>および法務大臣)の兼業承認を得て、決済照合システムの運営を行っている(同法4条の2)。

決済照合システムに関するその他の情報については、証券保管振替機構のホームページ(<http://www.jasdec.com>)を参照。

## 「証券決済システムのための勧告」の鍵となる質問への回答

回答機関：日本銀行

評価対象：わが国における振替国債の店頭取引に関する照合・清算・決済に関する仕組み

—— 現物国債、登録国債の取扱いは僅少であるため、評価対象となる国債は振替国債（日本銀行の運営する国債振替決済制度において取り扱われる国債）のみとしています。また、振替国債の取引所取引は僅少であるため、店頭取引に絞って評価しています。

本回答に示されている情報は、原則として 2007 年 10 月 1 日現在のものです。ただし、計数データは原則として 2006 年 12 月末現在のものです。

本件に関する問い合わせ先 日本銀行 決済機構局 浜野 隆  
電話：03-3277-2627  
E-mail：takashi.hamano@boj.or.jp

## I. 勧告の遵守状況

### 要約

・「証券決済システムのための勧告」（全 19 の勧告）の該当する 18 の勧告のうち、勧告 1、3～18 は「遵守」、勧告 2 は「ほぼ遵守」と評価可能である（下表を参照）。

—— 勧告 19（クロスボーダー・リンク）は該当しないため評価不要。

### 勧告毎の評価内容

評価の内容	該当する勧告
遵守 (Observed)	勧告 1, 3-18
ほぼ遵守 (Broadly observed)	勧告 2
一部遵守 (Partly observed)	なし
不遵守 (Non-observed)	なし
該当しない (Not applicable)	勧告 19

## II. 勧告毎の評価

### 勧告 1：法的枠組

証券決済システムは、関係法域において、確固とした、明確で透明な法的根拠を持つべきである。

#### **Recommendation 1: Legal framework**

**Securities settlement systems should have a well founded, clear and transparent legal basis in the relevant jurisdictions.**

遵守状況の評価：遵守 (Observed)

### 鍵となる質問への回答

#### 質問 1

証券決済に関する取極めを規律する、当該法域とシステムの法律、規制、規則および手続、契約条項は、公表され、システムの参加者が容易に入手可能に



なっていますか。

**Are the laws, regulations, rules and procedures, and contractual provisions governing securities settlement arrangements public and readily accessible to system participants?**

- ・ 国債の決済に関する法令（民商法、社債等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」）、その他の法令）は全て公表されている。また、振替国債（以下単に「国債」という）の振替機関である日本銀行が社債等振替法に基づき定める「日本銀行国債振替決済業務規程」（以下「振決規程」）および同規程の細目である「国債振替決済制度に関する規則」（以下「振決規則」）ならびに日本銀行が定める国債振替決済制度の参加者等の承認基準も公表されている。
- ・ 国債振替決済制度に基づく国債の振替をオンライン処理する日銀ネット国債系の取扱いは、日本銀行と利用先との契約により定められている。日本銀行は、日銀ネットの利用業務毎に、利用先が日銀ネットを利用する際の事務処理手順や運用に関し遵守すべき事項等を定めた運用マニュアル<sup>5</sup>を日本銀行のホームページに掲載することにより、利用先等が容易に入手可能としている。

## 質問 2(i)

法的枠組みは、以下について高い確度で法的に保証していますか。

**Does the legal framework demonstrate a high degree of legal assurance that:**

**(a)取引の法的有効性**

**transactions are enforceable?**

- ・ 国債の売買、貸借、質入等の取引にかかる契約は、民商法その他の法律上有効である。
- ・ 国債振替決済制度においては、国債の取引にかかる決済（振替等）は、振替口座簿への記載により行われるが、その法的有効性は関連法令（社債等振替法および関連政省令）により保証されている。

**(b)（特にカストディアンや仲介機関の倒産に対する）顧客資産の保護**

**customer's assets are adequately protected (particularly against the insolvency of custodians and intermediaries)?**

- ・ 口座管理機関が保有する振替国債とその顧客が保有する振替国債とは、上位口座管理機関の振替口座簿において、分別して記載される（社債等振替法 91

---

<sup>5</sup> 「日銀ネット利用細則」等

条)。これにより、口座管理機関の財産が差し押さえられ、あるいは、口座管理機関が倒産した場合でも、民事執行法・倒産法上、顧客資産は保護される。

- ・ 口座管理機関が誤記録等により過大記録を生じさせた場合、顧客に損害を生じさせないように、当該口座管理機関が消却義務を負う（社債等振替法 104 条等）。また、当該口座管理機関の下位口座管理機関は、自己の顧客に対し、消却義務を連帯保証する責任を負う（同法 11 条 2 項）。
- ・ さらに、振替機関または口座管理機関（外国間接参加者を除く。）が消却義務を果たせないまま倒産することによって「一般投資家」（機関投資家や国、地方公共団体等以外のもの）が被る損失を補填するため、加入者保護信託制度が設けられており、1 千万円を限度として一般投資家の損害が補償される（社債等振替法 60 条、同法施行令 6 条）。

#### 質問 2(ii)

法的枠組みは、以下について明確かつ実効的な法的基盤があることを、高い確度で保証していますか。

**Does the legal framework demonstrate a high degree of assurance that there is a clear and effective legal basis for:**

**(a)証券の不動化ないし無券面化や帳簿の記載（ブックエントリー）による証券の振替のための取極め**

**arrangements for the immobilisation or dematerialisation of securities and the transfer of securities by book entry?**

- ・ 国債振替決済制度において取り扱われる国債（振替国債）は完全に無券面化されており、振替国債については証券を発行することはできない（社債等振替法 89 条 1 項）。振替国債に関する法律関係（口座簿の記載による国債の振替等）は、社債等振替法および関係政省令ならびに日本銀行が社債等振替法に基づいて定める振替規程等により規律されている。

**(b)ネットティングの取極め**

**netting arrangements?**

- ・ ペイメント・ネットティングは、債務の履行方法に関する合意として民商法上、有効な契約と解されている。
- ・ オブリゲーション・ネットティング（ノバージョン・ネットティング）は、民商法上、有効な契約と解されており、倒産手続との関係でも有効性が認められる（破産法 67 条等）。

- ・クローズアウト・ネットィング（一括清算）は、民商法上、有効な契約と解されており、倒産手続との関係でも有効性が認められる（「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」（以下「一括清算法」）、破産法 58 条 5 項等）。
- ・なお、金融商品取引法上の金融商品取引清算機関の行うネットィングについては、勧告 4 の回答 2 を参照。

**(c)証券貸借の取極め（特に資産に対する担保権を取得できること）**

**securities lending arrangements (particularly the ability to obtain a security interest in assets)?**

- ・国債については、現金担保付債券貸借取引（以下「レポ取引」）と、これと同等の経済効果を有する債券現先取引（以下「現先取引」）が行われている。
- ・レポ取引は、債券の消費貸借契約と構成されており、通常、現金担保付で行われる。現先取引は、買戻（売戻）条件付きの売買契約と構成され、民商法上有効な契約と解されている。また、担保権の定めについても、民商法上有効と解されており、倒産手続との関係でも前述の一括清算法に基づき有効と解されている。
- ・レポ取引・現先取引の基本的な取極めは、日本証券業協会（金融商品取引法上の認可を受けた自主規制団体。以下「日証協」）の規則<sup>6</sup>により定められている。また、日証協の定める各取引の基本契約書の雛型（参考様式）は、両取引に関するリスク管理手続（相手方が破綻した場合の取引の終了、差引計算等）等を定めている。

**(d) 決済のファイナリティ**

**finality of settlement?**

- ・国債（振替国債）については、口座簿上の増額の記載または記録によって譲渡・質入れの効力が発生するとともに、これを第三者に対抗できる（社債等振替法 98、99 条）。また、仮に譲渡人が無権利者であっても、譲受人が善意無重過失であれば、国債に関する権利を取得できる（同法 102 条）。
- ・日本の倒産法には、いわゆるゼロ・アワー・ルールに相当する規定は存在しないため、倒産手続の効果が遡及することはない。

---

<sup>6</sup> 日本証券業協会「債券の空売り及び貸借取引の取扱いについて」（理事会決議）および「債券等の条件付売買取引の取扱いについて」（理事会決議）

- ・参加者について倒産手続が開始された場合、破産管財人等により、倒産手続開始前の国債の決済（振替等）に対して否認権が行使される可能性がある（破産法 167 条 1 項等）。しかし、倒産手続開始前の国債の決済（振替等）自体を取り消すあるいは無効とする効果はない。

#### **(e) DVP を実現するための取極め**

##### **arrangements for achieving delivery versus payment?**

- ・国債振替決済制度の参加者は、日銀ネットを利用して DVP 決済を行うことができる。DVP の具体的な取極めは、日本銀行の定める規則類および日本銀行と利用先との間の契約により定められている<sup>7</sup>。当該規則類および契約は法的に有効である。

#### **質問 2(iii)**

当該法域の裁判所は、今までに、上記の各種取極めの法的有効性を認めなかったことがありますか。仮にそうしたことがあるならば、それはどのような取極めで、どのような理由に基づくものですか。

##### **Has a court in the jurisdiction ever failed to uphold the legal basis of these activities/arrangements? And if so, for what reasons?**

- ・これまで、国債振替決済制度における取極めの法的有効性が裁判上争われた事例はない。

#### **質問 3**

システムの規則およびシステム参加者間の契約は、参加者が倒産した場合においても、法的有効性を有しますか。

##### **Are the rules of the system and contracts between system participants enforceable notwithstanding the insolvency of a participant?**

- ・国債振替決済制度の参加者または日銀ネット国債系の利用者が倒産手続に入った場合でも、同制度の規則類や日銀ネット国債系に関する日本銀行と利用先との契約の有効性が否定されることはないと考えられる。
- ・参加者について倒産手続が開始され、破産管財人等により、否認権が行使された場合の決済システムのファイナリティについては、前述 **2(ii) (d)**を参照。

---

<sup>7</sup> 国債 DVP に関する基本的なルールは「国債資金同時受渡に関する規則」により定められている。日銀ネットのオンライン利用先、非オンライン利用先は同規則その他の日銀ネットの規則、利用細則の遵守に同意している。

#### 質問 4(i)

証券決済システムには、クロスボーダーの参加が相当程度ありますか。仮にそうなら、問 4(ii) に回答して下さい。

**Is there a significant level of cross-border participation in the SSS? If so, please describe and answer Question 4(ii).**

- ・ 国債振替決済制度の参加者等の総数 1,512（日本銀行を除く）のうち、クロスボーダーの参加者（外国間接参加者）は 122 である（2006 年 12 月末現在）。

#### 質問 4(ii)

システム所在地以外の法域は、法的枠組みが適切かどうかの判断に関係していますか。法的枠組みの適切さはどのように判断されますか。自国の法的枠組みを、関係する他の法域のために評価していますか。抵触法上の問題が存在しますか。仮にそうであれば、そうした問題は対処されていますか。

**Are other jurisdictions relevant for determining the adequacy of the legal framework? How has this been determined? Has the legal framework been evaluated for the other relevant jurisdictions? Are there conflict of laws issues and, if so, have they been addressed?**

- ・ 国債振替決済制度については、外国間接参加者（外国の金融機関等）が日本国外にある営業所または事務所において同制度に基づく口座等の管理等を行うことができる。この場合、抵触法上、外国間接参加者の所在地法等が同制度の法的枠組みに影響を及ぼす可能性がある。このため、振決規程、振決規則に基づく日本銀行と外国間接参加者の間の国債振替決済制度に関する権利義務についての準拠法は、両者の合意により日本法としており、日本銀行は、当該準拠法に関する合意が、当該外国間接参加者の所在地法の下で有効であることを、同所在地法を専門とする現地法律家の法律意見書により、確認している。

#### 勧告 2： 約定確認

直接市場参加者間の約定の確認は、取引の執行後可能な限り速やかに、遅くとも約定日中（T+0）になされるべきである。間接市場参加者（機関投資家など）による約定の確認が必要である場合、取引の執行後可能な限り速やかに、できれば約定日中（T+0）に、遅くとも約定日の翌日中（T+1）にはなされるべきである。

## **Recommendation 2: Trade confirmation**

**Confirmation of trades between direct market participants should occur as soon as possible after trade execution, but no later than trade date (T+0). Where confirmation of trades by indirect market participants (such as institutional investors) is required, it should occur as soon as possible after trade execution, preferably on T+0, but no later than T+1.**

遵守状況の評価：ほぼ遵守 (Broadly Observed)

鍵となる質問への回答

### **質問 1**

直接市場参加者間の取引の何割程度が、約定日 (T+0) に約定確認のためのシステムに送信されていますか。問題があった場合、送信後どれほど迅速に、適切な当事者に伝達されていますか。

**What percentage of trades between direct market participants is submitted to a trade confirmation system on the trade date (T+0)? How soon after submission are problems communicated to the appropriate parties?**

- ・直接市場参加者間の取引の約定確認は、証券保管振替機構（以下「保振機構」）が運営する決済照合システムまたはファックス等により、そのほとんどが、約定日 (T+0) に行われている。大手の市場参加者間の取引の約定確認は、決済照合システムを利用して行われることが多い。
- ・決済照合システムは、2003年5月に、国債のアウトライト取引について、2005年2月に、国債レポ取引・現先取引について、約定照合サービスの提供を開始している。同システムを利用した約定照合において問題が生じた場合には、リアルタイムで国債の売手・買手双方に伝達される仕組みとなっている。
- ・2005年5月からは、上記の約定照合済みデータは国債の店頭取引の清算機関である日本国債清算機関（JGBCC）のシステムに連動することが可能となっている。

### **質問 2**

証券集中保管機構は、決済に先立って決済指図の照合が行われることを要求していますか。

**Does the CSD require settlement instructions to be matched prior to settlement?**

- ・日銀ネット国債系においては、決済に先立って決済指図の照合が行われるこ

とを要求していない。

- ・もともと、DVP 決済の場合には、国債の振替に伴う資金の振替の情報が資金払込先（国債の受方参加者またはその委託を受けた資金決済銀行）に通知され、資金払込先がその内容を確認し資金受渡依頼（自己の当座勘定を引落とし、国債の受払にかかる資金の払込を依頼）を入力することによって、はじめて国債および資金の振替が実行される仕組みになっているため、この段階で決済指図の内容確認の機会が与えられる。

### 質問 3

直接・間接の市場参加者の間で約定日の翌日中（T+1）に約定の情報を照合することが可能な約定確認のためのシステムが、導入されていますか。当該システムの利用は義務付けられていますか。どのような種類の間接参加者に対して義務付けられていますか。約定確認が要求されている間接市場参加者が関係する取引の何割程度が、約定日（T+0）、約定日の翌日中（T+1）、および契約上の決済日までに確認されていますか。

**Are there trade confirmation procedures that are capable of comparing trade information between direct and indirect market participants by T+1? Is use of the system mandatory? For what types of indirect market participants? Of those trades involving indirect market participants for which confirmation is required, what percentage is confirmed by T+0, by T+1, by the contractual settlement date?**

- ・保振機構の運営する決済照合システムは、機関投資家取引および業者間取引にかかる取引関係者間（機関投資家、証券会社、信託銀行等）の約定・決済の電子的照合を行うシステムであり、国債取引（売買取引、現先取引およびレポ取引）に関しても、約定照合サービスを提供している。
- ・日銀ネット国債系による国債決済については、決済照合システムの利用は義務付けられていない。しかし、日本国債清算機関（JGBCC）による債務引受および清算（JGBCC との間の国債の DVP 決済）を行う場合には決済照合システムの利用が義務付けられている。
- ・ほとんどの取引は、決済照合システムまたはファックス等により約定日（T+0）に照合されている<sup>8</sup>。大手の市場参加者間の取引の約定確認は、決済照合シ

---

<sup>8</sup> 特定投資家（機関投資家等）に対しては、顧客からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、取引報告書（「契約締結時交付書面」）の交付を要しないこととされている（金融商品取引法 45 条、金融商品取引業等に関する内閣府令 156 条 1 号）。

テムを利用して行われることが多く、レポ取引・現先取引にかかる個別取引明細書も、同システムを通じて電子交付されている<sup>9</sup>。

### 勧告 3：決済サイクル

すべての証券市場においてローリング決済が採用されるべきである。最終決済は、遅くとも約定日から 3 日後 (T+3) までになされるべきである。約定日から 3 日後 (T+3) より短い決済サイクルの便益と費用が評価されるべきである。

#### Recommendation 3: Settlement cycles

**Rolling settlement should be adopted in all securities markets. Final settlement should occur no later than T+3. The benefits and costs of a settlement cycle shorter than T+3 should be evaluated.**

#### 遵守状況の評価：遵守 (Observed)

#### 鍵となる質問への回答

##### 質問 1

取引は、T+3 またはそれより短いサイクルでローリング決済されていますか。

#### Are trades settled on a rolling basis of T+3 or shorter?

- ・アウトライト取引は T+3 でローリング決済されている。レポ取引および現先取引は、主として、T+2 または T+3 でローリング決済されている。

##### 質問 2

取引の何割程度 (取引件数と取引額) が、契約上の決済日に決済されずにいますか。フェイル (取引件数と取引額) の平均存続時間は、どのくらいですか。

#### What percentage of trades (by number and value) fails to settle on the contractual date? What is the average duration of fails (by number and value)?

- ・2006 年中のフェイル発生率は件数ベースで 0.088% (2254 件)、金額 (額面) ベースで 0.064% (6.7 兆円)。フェイル解消までの平均期間は 1.34 営業日/件<sup>10</sup>。

---

<sup>9</sup> レポ取引・現先取引については、個別の約定が成立した都度、個別取引契約書の取り交わしまたは個別取引明細書の交付を要するが、個別取引明細書については、決済照合システムにより電子交付することが認められている (日本証券業協会「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」15 条、同「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」15 条 1 項)。

<sup>10</sup> 日本銀行金融市場局「国債決済関連計数」(国債決済の不処理 (フェイル) の発生状況に関するアンケート調査結果)。



### 質問 3

市場慣行、規制および証券決済システムの規則は、取引当事者に対して、契約上の決済日に債務を決済するインセンティブを与えるものですか。どのような形でインセンティブが与えられていますか。例えば、決済フェイルに対するペナルティーは科されていますか。フェイルのリスクを削減するための対策が講じられている場合、その対策はどのようなものですか。フェイルした取引に対しては、値洗いが要求されていますか。オープン・ポジションは、決済フェイルの存続時間が一定の営業日数を越える場合、市場価格で清算されることが要求されていますか。どの主体が、これらの要件を確立し、モニターし、またその法的有効性を確保していますか。

**Do market practices, regulations or SSS rules provide incentives for counterparties to settle their obligations on the contractual date? What forms do these incentives take, for example are penalties assessed for failing to settle? What steps, if any, are taken to mitigate the risks of fails? Are fails required to be marked to market? Are open positions required to be closed-out at market prices if the duration of the fail exceeds a specified number of business days? What entity or entities establish, monitor and enforce these requirements?**

- ・日証協の定めるフェイルに関するガイドライン<sup>11</sup>では、取引当事者に対して、フェイルの回避と早期解消に誠実に努力する義務を課している。
- ・同ガイドラインは、フェイルについて特別の罰則を設けない、遅延損害金の授受を行わない等、直接のペナルティーを科していない。これは、①フェイルを受けた側がフェイル期間中の債券の経過利子に加え手元に残る資金の運用益を受け取れる一方、②フェイルした渡方は、売却代金を受け取れないために追加的な資金調達コストを負担するとともに、フェイル期間中の債券の経過利子も受け取ることができないことを考慮したものである。ただし、同ガイドラインでは、現状の金利情勢（低金利）を勘案し、当分の間、フェイルされた国債の受方は、フェイルした渡方に対して、フェイルされている国債をレポ取引等で調達した場合等に要した費用を請求できることとしている。以上の枠組みは、証券の渡方に対して決済日に債務を履行するインセンティブを与えていると考えられる。
- ・また、日証協の定める規則<sup>12</sup>は、フェイルの状態を解消するための誠実努力義務を課すとともに、フェイルが長期間に渡った場合の解消方法の一つとして、

<sup>11</sup> 日本証券業協会「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部

<sup>12</sup> 日本証券業協会「債券のフェイルの解消に関する規則」（統一慣習規則）

バイ・イン（対象債券または同種債券を市場で買い入れること）を実行し得ることとしている。バイ・インにかかるルールの詳細は同規則により定められており、同規則は公表されている。

- ・なお、レポ取引については、日証協の定める契約書の雛型<sup>13</sup>において、現先取引については、債券貸借取引等研究会（事務局：日証協）の取り決めたガイドライン<sup>14</sup>において、フェイルした取引についても値洗いを行うものとされている。

#### 質問 4

決済が、期間毎の一定の期日に行われている場合、または T+3 以上のサイクルのローリング決済が行われている場合、決済サイクルの短縮の便益と費用に関する評価がなされたことがありますか。それは誰によってなされましたか。その評価は文書化されていますか。その結論はどうでしたか。その結論は、証券の種類によって異なっていますか。

**If settlement is on an account period basis or on a rolling basis at T+3 or longer, have the benefits and costs of a rolling cycle or a shorter settlement cycle been evaluated? If so, by whom? Has the evaluation been documented? What was the conclusion? Did the conclusion differ depending on the type of security?**

- ・日本では、1999 年から 2000 年にかけて、証券受渡・決済制度改革懇談会（日証協が主宰し、市場参加者、CSD、CCP、証券取引所、日本銀行等の関係者が広く参加、関係官庁がオブザーバー参加）や金融審議会（内閣総理大臣、金融庁長官または財務大臣の諮問機関として金融庁に設置）において、証券決済制度改革のあり方について検討がなされ、その一環として、決済期間の短縮についても、現行の事務フローの分析、必要なシステムや機能の要件等につき具体的な議論がなされた<sup>15</sup>。こうした議論等を踏まえ、2002 年 11 月に公表された証券受渡・決済制度改革懇談会の報告書<sup>16</sup>は、証券決済制度改革の具体的な目標として、決済期間の短縮の実現を目指すこととされ、証券の種類

---

<sup>13</sup> 「フェイルに関する覚書」（レポ取引基本契約書に付属する契約の参考書式）

<sup>14</sup> 債券貸借取引等研究会「新現先取引 Best Practice Guide」

<sup>15</sup> 証券受渡・決済制度改革懇談会（1999 年 7 月設置）において取り纏められた「証券受渡・決済制度改革に関する中間報告書」（2000 年 3 月）では、株式、一般債、国債の取引を中心に、決済期間の T+1 化を実現することを前提とした課題整理がなされた。また、金融審議会第一部会・証券決済システムの改革に関するワーキング・グループの取り纏めた「21 世紀に向けた証券決済システム改革について」（2000 年 6 月）においても、「決済期間を短縮して取引日の翌日における決済（T+1）の実現を目指すべきである」との報告がなされた。

<sup>16</sup> 証券受渡・決済制度改革懇談会「証券決済制度改革の推進に向けて」（2002 年 11 月）。

(国債、CP、株式、一般債) ごとに、検討課題と実現時期についての方針を掲げている。国債については、アウトライト取引の T+1 決済、レポ等の資金取引の T+0 決済の早期実現に向けたインフラや決済慣行の整備を進めていくこととされている。

#### **勧告 4：セントラル・カウンターパーティ (CCP)**

CCP の便益と費用が評価されるべきである。そうした仕組みが導入される場合、CCP は引き受けるリスクを厳格に管理すべきである。

#### **Recommendation 4: Central counterparties (CCPs)**

**The benefits and costs of a CCP should be evaluated. Where such a mechanism is introduced, the CCP should rigorously control the risks it assumes.**

#### **遵守状況の評価：遵守 (Observed)**

#### **鍵となる質問への回答**

##### **質問 1**

CCP の仕組み (ないしは損失補償の取極め) は導入されていますか。導入されている場合、どのような種類の証券と市場参加者がカバーされていますか。こうした仕組みが導入されていない場合、こうした仕組みの便益と費用が評価されたことがありますか。それは誰によって評価されましたか。その評価は文書化されていますか。その結論はどのようなものでしたか。

**Has a CCP mechanism (or an indemnification arrangement) been introduced? If so, what types of securities and market participants are covered? If no such mechanism has been introduced, have the benefits and costs of such a mechanism been evaluated? If so, by whom? Has the assessment been documented? What was the conclusion?**

- ・ 2003 年に施行された証券取引法の改正により、証券取引の CCP として有価証券債務引受業 (金融商品取引法上は金融商品債務引受業) を営む証券取引清算機関 (金融商品取引法上は金融商品取引清算機関) の制度が導入され、同法に基づく証券取引清算機関 (金融商品取引清算機関) として、日本証券クリアリング機構 (JSCC)、ほふりクリアリング (JDCC) および日本国債清算機関 (JGBCC) が設立されている。JGBCC は、国債の店頭取引について、JSCC は株式等の取引所取引、JDCC は、株式等の取引所外取引について清算業務を行っている。
- ・ 国債の取引所取引については、JSCC が清算業務を行っているが、取引所取引

はごく僅かしか行われていないため、以下では、JGBCC による店頭取引の清算業務についてのみ言及する。

## 質問 2

CCP のネットィングは、どのような取極め（ノベーション・ネットィングかそれ以外のネットィング）ですか。ネットィングの取極めは、安定した透明な法的根拠をもっていますか。ネットィングは参加者が倒産した場合においても、法的有効性を有していますか。

**What are the netting arrangements for a CCP (by novation or otherwise)? Do the netting arrangements have a sound and transparent legal basis? Is netting enforceable against the participants in insolvency?**

- ・ JGBCC は、参加者との間で、ノベーション・ネットィング（通常時）ないしクローズアウト・ネットィング（不払発生時）の取極めを行っている。
- ・ JGBCC のネットィング取極めは、監督官庁（金融庁）の認可を受けた業務方法書において定められており、業務方法書は JGBCC のホームページにおいて公開されている。このため、ネットィングの取極めは、安定した透明な法的根拠を有する。
- ・ 金融商品取引清算機関の業務方法書が、参加者破綻時の未決済債務の決済方法を定めている場合には、当該決済方法に従うとする明文の規定がある（金融商品取引法 156 条の 11 の 2）ため、参加者が倒産した場合にも JGBCC のネットィング取極めは法的有効性を有する。

## 質問 3

CCP は、参加者に対して、財務面と事務処理面の基準を設定していますか。CCP は、各参加者に対する信用リスクをどのように管理していますか。CCP は参加者に対して、エクスポージャーを担保でカバーすることを義務づけていますか。当該義務はどのような頻度で再計算され、担保が徴求されていますか。CCP は、どのように流動性リスクを管理していますか。CCP は、担保を見合いに借入れを行うことを可能にするような取極めを有していますか。信用リスクと流動性リスクを評価する場合、CCP は一参加者以上の破綻に対処する能力を評価していますか。

**Does the CCP impose financial and operational standards for participation? How does the CCP manage its credit risk vis-à-vis participants? Does it require participants to collateralise their exposures? How often are collateral requirements recomputed and collateral collected? How does the CCP manage its liquidity risk?**

**Does the CCP have in place agreements permitting it to borrow against collateral? In assessing its credit and liquidity risk, does the CCP evaluate its ability to withstand the default of more than one of its participants?**

- ・ JGBCC は、財務面と事務処理面の双方について参加者の新規参加基準および継続基準を定めている。
- ・ JGBCC は、日銀当座預金勘定を利用した DVP 決済によって元本リスクを排除している。
- ・ JGBCC は、各参加者からの債務引受についてエクスポージャー制限を設けていないものの、再構築コスト・リスクをカバーするため、毎営業日、国債ポジションの時価評価を行い、参加者との間で価格変動相当額の担保金の授受を行うほか、直近の時価評価以降の価格変動によるリスクをカバーするため、参加者に対してクリアリング・ファンド（現金または代用有価証券としての国債証券）の預託を義務付けている。クリアリング・ファンド所要額は日々計算・通知され、参加者は、クリアリング・ファンドが所要額に満たない場合、翌営業日の 11 時までには所要額を満たすように追加的に預託する義務を負う。
- ・ JGBCC は、参加者が破綻した場合、クリアリング・ファンド、市場および参加者からの資金調達（国債を担保とした資金の借入れまたは T+0 の国債レポ取引）および流動性供給枠によって流動性資金を調達する。それでも流動性資金が不足する場合には、参加者（不払参加者の取引の相手方）に対して、当日スタートの国債レポ取引による流動性供給に応じることを義務付けており、これによって、決済の完了に必要な流動性を確保し、当日中に決済を完了させるための措置を講じている。

**質問 4**

参加者が過去に破綻したことはありますか。破綻したことがある場合、CCP は、破綻にどのように対処しましたか。CCP の財源は何ですか。CCP は、財源の規模やその流動性の適切さをどのように評価していますか。CCP は、参加者に対し、清算基金または保証基金に拠出することを求めていますか。CCP は、基金の資産に対して法的に有効な利益ないし請求権を有しますか。CCP は、透明で法的に有効な損失分担ルールを備えていますか。

**Has a participant ever defaulted? If so, how did the CCP handle the default? What are the financial resources of the CCP? How does the CCP assess the adequacy of the size and liquidity of its financial resources? Does it require participants to**

**contribute to a clearing or guarantee fund? Does the CCP have legally enforceable interests in or claims on the assets in the fund? Does the CCP have transparent and enforceable loss allocation rules?**

- ・ JGBCC の業務開始以降、参加者が破綻したことはない。
- ・ JGBCC は、業務方法書に基づき、参加者に対して清算基金（クリアリング・ファンド）の拠出を求めている。クリアリング・ファンドは、金融商品取引法上の清算預託金と位置付けられており、JGBCC は、これらの資金に対する優先弁済権を有する（金融商品取引法 156 条の 11）。
- ・ JGBCC の損失分担ルールは監督官庁（金融庁）の認可を受けた業務方法書において定められており、業務方法書は JGBCC のホームページにおいて公開されている。このため、JGBCC は、透明で法的に有効な損失分担ルールを備えている。

#### **勧告 5：証券貸借**

証券貸借（あるいはレポ取引やその他経済的に同等な取引）は、証券取引の決済を促進する方法として奨励されるべきである。この目的のための証券貸借の実行を妨げる障壁は除去されるべきである。

#### **Recommendation 5: Securities lending**

**Securities lending and borrowing (or repurchase agreements and other economically equivalent transactions) should be encouraged as a method for expediting the settlement of securities transactions. Barriers that inhibit the practice of lending securities for this purpose should be removed.**

遵守状況の評価：遵守（Observed）

#### **鍵となる質問への回答**

##### **質問 1**

証券貸借市場（あるいはレポ取引やその他経済的に同等な取引）は、法、規制、会計制度および税制によって、明確にサポートされていますか。

**Are markets or facilities for securities lending (or repurchase agreements and other economically equivalent transactions) clearly supported by legal, regulatory, accounting and tax systems?**

- ・ 国債の貸借市場は、以下のとおり、法、規制、会計制度および税制により明確にサポートされている。

- ・法律面については、レポ取引は消費貸借契約、現先取引は買戻条件または売戻条件付きの売買契約と構成されており、その法的位置付けは明確である。また、レポ取引、現先取引にかかる一括清算条項は、倒産法（破産法等）および一括清算法により倒産手続における有効性が保証されている。
- ・規制面については、日証協が、レポ取引および現先取引の基本的な事項（取引のスキーム等）について定めているほか<sup>17</sup>、各取引の基本契約書の雛形（参考様式）を策定している。また、レポ取引・現先取引市場の主要な参加者で構成される債券現先取引等研究会（事務局：日証協）が、両取引が公正・円滑に行われるよう市場慣行を整備している。
- ・会計制度面については、日本公認会計士協会が定めた会計基準<sup>18</sup>において、レポ取引、現先取引とも金融取引（資金取引）として処理されることが明記されている。さらに、銀行業については全国銀行協会が、証券業については日証協が、より詳細な経理処理の指針を定めている。
- ・税制面については、レポ取引の障害となっていた現金担保の付利制限（上限規制）および現金担保の下限規制が 1996 年に廃止されたほか、現先取引にも適用されていた有価証券取引税が 1999 年に廃止された。また、現先取引については、外国金融機関等が受け取る利子を一定の要件の下で非課税とする時限措置が 2002 年以降講じられている。なお、レポ取引、現先取引の基本契約書には印紙税が課税されるが、比較的低額である。

## 質問 2

証券貸借（あるいはレポ取引やその他経済的に同等な取引）の市場が存在しますか。存在する場合、それは証券決済を促進するための手段として用いられていますか。どれほど広い範囲の証券と参加者が市場に関わっていますか。

**Are there markets or facilities for securities lending (or repurchase agreements and other economically equivalent transactions)? If any, are they used as a method to expedite securities settlement? How wide is the range of securities and participants involved in the markets?**

- ・国債等の証券についてはレポ取引市場および現先取引市場が存在し、いずれも証券決済の円滑化・迅速化に役立っている。レポ取引市場および現先取引市場全体としてみれば、国内の証券会社、銀行、機関投資家のほか、非居住

<sup>17</sup> 日本証券業協会「債券の空売り及び貸借取引の取扱いについて」（理事会決議）および同「債券等の条件付売買取引の取扱いについて」（理事会決議）。

<sup>18</sup> 日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第 14 号）。

者など多様な主体が参加している。

### 質問 3

監督者およびオーバーシーアーは、証券貸借に関するリスク管理手続を評価していますか。証券貸借に関するポリシーを策定していますか。

**Do supervisors and overseers review risk management procedures for securities lending? Do they have policies with respect to these activities?**

- ・証券貸借（レポ取引、現先取引）に関するリスク管理手続（例えば、値洗い、ヘアカット、相手方が破綻した場合の取引の終了・差引計算）は、日証協の定める基本契約書・雛型により定められている。
- ・日証協は、金融商品取引法上の自主規制機関として、証券監督者（金融庁）の認可を受け、その監督に服している。

### 勧告 6：証券集中保管機関（CSD）

証券は、不動化ないし無券面化されるべきであり、最大限可能な程度まで証券集中保管機関における帳簿の記載（ブックエントリー）によって振替決済されるべきである。

**Recommendation 6: Central securities depositories (CSDs)**

**Securities should be immobilised or dematerialised and transferred by book entry in CSDs to the greatest extent possible.**

遵守状況の評価：遵守（Observed）

鍵となる質問への回答

### 質問 1

無券面化された証券が発行されていますか、それとも券面のある証券が発行されていますか。もし券面のある証券が発行されている場合、それは決済を容易にするために CSD 内で不動化されていますか。国内で発行されている証券の何割程度が不動化または無券面化されていますか、またその傾向はどのようなものですか。証券の振替は帳簿の記載（ブックエントリー、以下同じ）によって実行されていますか、それとも何らかの形の券面のある証券の引渡を必要としていますか。

**Are securities issued on a dematerialised basis or as a physical certificate? If the latter, are they immobilised in a CSD to facilitate settlement? What percentage of securities issued domestically is either immobilised or dematerialised, and what is**



**the trend? Is the transfer of securities carried out by book entry or does it require any form of physical delivery?**

- ・国債については、券面のある国債証券（現物国債）も存在するものの、極少数であり、殆ど（発行残高の 99.95%以上）は振替国債として無券面化されている<sup>19</sup>。
- ・また、現在、新規発行の国債はすべて振替債の形態で発行されている。
- ・無券面化された国債（振替国債）の振替はブックエントリーによってのみ実行される。振替国債については証券を発行することはできない（社債等振替法 89 条）ため、券面の引渡しは必要ない。

## 質問 2

決済と登録の間に時間的なずれは存在しますか。そうした時間的なずれがファイナリティに及ぼす影響は如何なるものですか。CSD が公式の登録機関でない場合、CSD における証券の振替は、公式の登録機関における証券の（権利の）移転とされますか。

**Is there a lag between settlement and registration and what are the implications of the time lag for finality? If the CSD is not the official registrar, does the transfer of securities in the CSD result in the transfer of securities in the official register?**

- ・国債振替決済制度においては、決済と口座簿への記載の間にラグはない。

## 勧告 7 : DVP

CSD は、DVP (delivery versus payment) が実現されるように証券の引渡と資金の支払とを結び付けることにより、元本リスクを除去すべきである。

### **Recommendation 7: Delivery versus payment (DVP)**

**CSDs should eliminate principal risk by linking securities transfers to funds transfers in a way that achieves delivery versus payment.**

遵守状況の評価：遵守 (Observed)

## 鍵となる質問への回答

### 質問 1

技術上および法・契約上の枠組みは、証券の引渡は代金が支払われる場合に

---

<sup>19</sup> 無記名国債（普通国債および財投債）の発行残高（672 兆 5947 億円＜2006 年 12 月末＞）のうち振替国債は 99.95%以上であり、登録国債は 0.03%程度、国債証券（現物国債）は 0.01%程度に止まる。

のみ行われることを確保していますか。確保している場合、それはどのように行われていますか。

**Does the technical, legal and contractual framework ensure that delivery of securities takes place if, and only if, payment is received? If so, how?**

- ・日銀ネット国債系においては、国債と資金を DVP ベースで決済し得ることが、日本銀行の定める規則および日本銀行と利用先との間の契約により定められている。
- ・日銀ネットは、国債の振替（グロス決済）とこれに対応する資金の振替（グロス決済）を、日中随時、1 件ずつ紐付けて同時に実行する RTGS ベースのグロス＝グロス型 DVP<sup>20</sup>を実現し、これにより、資金の振替が行われな限り国債の振替が行われなことを確保している。

## 質問 2

CSD の直接参加者間の取引のうち（金額でみて）何割程度が DVP で決済されていますか。

**What proportion of trades between direct participants of the CSD (by value) is settled on a DVP basis?**

- ・国債振替決済制度の参加者（直接参加者）間の振替のうち、金額ベースで 99% 程度が DVP で決済されている<sup>21</sup>。

## 勧告 8：決済のファイナリティのタイミング

最終決済は、遅くとも決済日の終了時までになされるべきである。リスクの削減が必要な場合には、日中または即時のファイナリティが提供されるべきである。

### **Recommendation 8: Timing of settlement finality**

**Final settlement should occur no later than the end of the settlement day. Intraday or real-time finality should be provided where necessary to reduce risks.**

遵守状況の評価：遵守（Observed）

鍵となる質問への回答

---

<sup>20</sup> 国債の決済指図とこれに対応する資金受渡依頼がなされると、国債・資金双方の残高を確認し、各々の残高があれば両方の振替を一度に実行する仕組み。

<sup>21</sup> 2006 年 10 月中のサンプルデータによる。

## 質問 1

CSD は、証券の振替の最終決済を、決済日の終了時までに行っていますか。決済のファイナリティのタイミングは、CSD 内の振替や他の CSD とのリンクを通じた振替について、明確に定義されていますか。

**Does the CSD permit final settlement of securities transfers by the end of the settlement day? Is the timing of settlement finality clearly defined for transactions within the CSD and for transactions over a link to another CSD?**

- ・日銀ネットでは、DVP および FOP による国債の最終決済を日中継続的に RTGS ベースで行う。
- ・日銀ネットにおける RTGS ベースの決済においてファイナルな決済が行われるタイミングは、日本銀行と参加者との間の契約により以下のように明確に定められている。
- ・FOP の場合は、指図は常に条件なしとされ、有効な指図が日本銀行により受け付けられると撤回不能となる。DVP の場合は、国債の振替指図が日本銀行に受け付けられ、かつそれに対応する資金受渡依頼が日本銀行に受け付けられると、指図は撤回不能となる。
- ・国債の振替は、振替口座簿上の振替先口座の増額がなされたときに確定する。また、資金振替は、資金受入先が日本銀行に有する当座預金口座への入金となされたときに確定する。

## 質問 2

CSD は、DVP による証券の振替の最終決済を、日中継続的に行っていますか、それとも日中のあらかじめ定められた時点に行っていますか。後者である場合、どの時点で振替がファイナルなものとなりますか。リスクを削減するために、日中または即時のファイナリティが必要とされていますか。中央銀行は、金融政策オペレーションに証券決済システムを利用していますか、あるいは資金決済システムにおける日中流動性の供与を有担保化するために、証券決済システムを利用していますか。活発な取引を行う主体や CCP は、リスクを実効的に管理するために、日中または即時のファイナリティを必要としていますか。市場（例：レポ市場）が円滑に機能することを促進するために日中ファイナリティが必要とされていますか。

**Does the CSD permit final settlement of DVP transfers on a continuous basis throughout the day or at certain designated times during the day? If the latter, at what times do transfers become final? Is there a need for intraday or real-time finality to reduce risks? Do central banks use the SSS in monetary policy**

**operations or to collateralise intraday credit extensions in a payment system? Do active trading parties or CCPs have a need for intraday or real-time finality to manage their risks effectively? Is there a need for intraday or real-time finality to facilitate settlement through links to other CSDs? Is there a need for intraday finality to facilitate the smooth functioning of some markets (for example, repurchase agreement markets)?**

- ・日銀ネットでは、DVPによる国債の最終決済を日中継続的に RTGS ベースで行う。
- ・国債取引は1件毎の金額が大きく、かつ日々の全体の件数・金額も大きい。また、国債は、レポ取引市場・現先取引市場をはじめ金融機関間の資金取引の担保として用いられていることが多いほか、全体に連鎖取引が多数存在することから、即時のファイナリティが必要とされている。
- ・日銀ネット国債系は、日本銀行の行う金融調節上のオペレーション（国債売買オペ等）に利用されている。また、日銀ネット当預系（RTGS）では、有担保の日中 O/D および ITC 機能を提供しており、これらは、日銀ネット当預系と日銀ネット国債系を連動することにより実現されている。

### 質問 3

CSD は、決済日の遅くに一方的に未決済の指図を取消すことを禁じていますか。CSD は、他の CSD から証券の仮振替を受けていますか。その場合、CSD は、その仮振替がファイナルになるまで、当該証券のさらなる振替を禁止していますか。禁止していない場合、こうした仮振替の巻戻しが、CSD 参加者にもたらす影響はどのようなものですか。

**Does the CSD prohibit the unilateral revocation of unsettled transfer instructions late in the settlement day? Does the CSD receive provisional transfers of securities from any other CSDs? If so, does it prohibit retransfer of these securities until they become final? If not, what would be the consequences of an unwind of such provisional transfers for the CSD's participants?**

- ・日銀ネット国債系における国債決済では、一方的な未決済の指図の取消しを認めていない。また、日本銀行は、他の CSD から証券の仮振替を受けない。

### 勧告 9：参加者の決済不履行に対する CSD のリスク管理

ネット決済システムを運営する CSD を含め、参加者に日中与信を行う CSD は、最低限、最大の支払債務を有する参加者が決済不能となった場合でもタイムリーな決済を確保するリスク管理策を備えるべきである。最も信頼できるリスク

管理策は、担保徴求と与信限度を組み合わせることである。

**Recommendation 9: CSD risk controls to address participants' failures to settle CSDs that extend intraday credit to participants, including CSDs that operate net settlement systems, should institute risk controls that, at a minimum, ensure timely settlement in the event that the participant with the largest payment obligation is unable to settle. The most reliable set of controls is a combination of collateral requirements and limits.**

遵守状況の評価：遵守（Observed）

鍵となる質問への回答

#### 質問 1

CSD は、最大の支払債務を有する参加者が決済不能となった場合でも、タイムリーな決済の完了を確保していますか。そうである場合、どのように確保していますか。CSD の信用エクスポージャーは、完全に担保でカバーされていますか。そうでない場合、無担保の信用供与から発生するリスクに対処するため、どのような手段がとられていますか。CSD による信用供与に、限度額が設定されていますか。CSD はタイムリーな決済を確保するために十分な流動性調達能力を有していますか。

**Does the CSD ensure that timely settlement can be completed in the event of an inability to settle by the participant with the largest obligation? If so, how? Are the credit exposures of the CSD fully collateralised? If not, what measures are in place to address risks stemming from granting uncollateralised credit? Are limits imposed on credit extensions by the CSD? Does the CSD have sufficient liquidity resources to ensure timely settlement?**

- ・日銀ネット国債系における決済は RTGS ベースで行われるため、未決済残高は生じない。
- ・日本銀行が当座貸越取引先に対して供与する与信（有担保の日中当座貸越）は、日本銀行に差入れられた適格担保で完全にカバーされている。日中当座貸越については、限度額は設定されていない。
- ・日本銀行は、中央銀行として、当座預金取引先に対してタイムリーな決済を確保するために十分な流動性を供給することができる。

#### 質問 2

CSD は、証券の貸越または赤残を認めていますか。

### **Does the CSD permit overdraft or debit balances in securities?**

- ・日銀ネット国債系は、日中・オーバーナイトいずれについても、証券の貸越または赤残を認めていない。

### **質問 3**

CSD は、複数同時破綻の可能性を評価していますか。そうした場合に決済を完了させることは可能ですか。仮にそうでないならば、CSD は、複数同時破綻の場合に決済を確保するための費用を評価していますか。

**Does the CSD evaluate the probability of multiple failures? Can settlement be completed in that event? If not, has the CSD evaluated the cost of ensuring settlement in the event of multiple failures?**

- ・複数同時破綻の場合についても、前記質問 1 への回答と同様である。

### **勧告 10：資金決済に利用される資産**

証券取引から生じる最終的な支払債務の決済に利用される資産は、信用リスクと流動性リスクがほとんどないか、または全くないものであるべきである。仮に中央銀行マネーが利用されない場合、当該決済に利用される資産を提供している資金決済機関の破綻から生ずる潜在的な損失と流動性逼迫から、CSD 参加者を保護するための措置が講じられなければならない。

### **Recommendation 10: Cash settlement assets**

**Assets used to settle the ultimate payment obligations arising from securities transactions should carry little or no credit or liquidity risk. If central bank money is not used, steps must be taken to protect CSD members from potential losses and liquidity pressures arising from the failure of the cash settlement agent whose assets are used for that purpose.**

遵守状況の評価：遵守 (Observed)

### **鍵となる質問への回答**

#### **質問 1**

決済機関は、通貨の発行主体である中央銀行ですか。もし中央銀行が外国通貨により決済を行っている場合、決済資産に信用リスクと流動性リスクが殆どないか、または全くないことを確保するために、決済機関としてどのような手段がとられていますか。中央銀行が利用されていない場合、CSD 参加者を決済銀行の破綻から保護するために、どのような手段がとられていますか。CSD は、それ自体が限定目的銀行として組織されていますか。CSD は、決済以外の業務

に伴うリスクを厳格に制限していますか。

**Is the settlement agent the central bank that issues the currency? If the central bank is settling in a foreign currency, what steps has it taken as settlement agent to ensure that the settlement assets pose little or no credit or liquidity risk? If the central bank is not used, what steps have been taken to protect CSD members from failure of the cash settlement agent? Is the CSD itself organised as a limited purpose bank? Does it strictly limit any risks associated with non-settlement activities?**

- ・日銀ネット国債系による国債決済のうち、DVP 決済については、中央銀行である日本銀行が決済機関 (settlement agent) として資金決済を実行している。DVP 決済以外の決済 (FOP 決済) においては、日本銀行が決済機関になっている場合と取引当事者間の合意により民間銀行が決済機関となっている場合があると考えられる。もともと、国債振替決済制度の参加者 (直接参加者) 間の振替のうち、金額ベースで 99% 程度が DVP で決済されている<sup>22</sup>。

## 質問 2

決済銀行は政府当局によって健全性に関する監督に服していますか。誰によって、どの機関が決済機関として利用されるのかが決定されていますか。その際の基準は何ですか。原則として複数の決済機関の利用が可能である場合、実際にはいくつの機関が利用されていますか。資金の流れはどれほど集中していますか。平均的な営業日において、全体の支払額の何割程度が、最も利用されている機関の帳簿に貸方記帳されますか。当該機関の財務状況 (例えば自己資本比率や格付け) はどうですか。エクスポージャーの集中や決済銀行の財務状況はモニターされ評価されていますか。それは誰によってなされていますか。

**Are settlement banks subject to prudential supervision by government authorities? Who determines which institutions can be used as settlement institutions? What are the criteria? If multiple settlement institutions can be used in principle, how many are used in practice? How concentrated are payment flows? On an average day, what percentage of total payments is credited to accounts at the institution that accounts for the largest share of payment flows? What is the financial condition of that institution (for example, its capital ratios and its credit ratings)? Are the concentration of exposures and the financial condition of the settlement banks monitored and evaluated? If so, by whom?**

- ・国債決済にかかる資金の振替については、日本銀行または民間銀行が決済機

---

<sup>22</sup> 2006 年 10 月中のサンプルデータによる。

関として資金決済を行っていると考えられる。

- ・民間銀行は、関係法令（銀行法等）に基づき、主務官庁の健全性に関する監督に服している。日本銀行については、勧告 18 を参照。
- ・国債決済に係る資金決済について、どの決済機関を利用するかは、個々の市場参加者の任意である。日証協のガイドライン<sup>23</sup>では、DVP 決済が可能な市場参加者については、できる限り DVP 決済を行うこととされていることから、日本銀行が決済機関となっている場合が多いと考えられる。

### 質問 3

資金の受け手は、どれくらい迅速に、決済の代金を利用することができますか。同日中ですか。日中ですか。

**How quickly can recipients use the proceeds of securities settlements? On the same day? Intraday?**

- ・資金の受手が、日本銀行当座預金により振替を受けた資金は、日中直ちに利用（振替）することが可能である。他の民間銀行において振替えられた資金についても、基本的に同様と考えられる。

### 質問 4

決済銀行間の資金振替に用いられる資金決済システムは、「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」を遵守していますか。

**Does the payment system used for interbank transfers among settlement banks observe CPSIPS?**

- ・日銀ネット当預系は決済銀行間の資金振替に用いられる資金決済システムであり、「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」を遵守している。

### 勧告 11：運行上の信頼性

クリアリングと決済のプロセスにおけるオペレーショナル・リスクの源は、適切なシステムや管理および手続の整備を通じ、特定され最小化されるべきである。システムは、信頼できかつ安全であるべきであり、また十分な処理能力を持つべきである。運行のタイムリーな復元と決済プロセスの完了が可能となるように、緊急時の対応計画（コンティンジェンシー・プラン）とバックアップ設備が確立されるべきである。

---

<sup>23</sup> 日本証券業協会「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」。



## **Recommendation 11: Operational reliability**

**Sources of operational risk arising in the clearing and settlement process should be identified and minimised through the development of appropriate systems, controls and procedures. Systems should be reliable and secure, and have adequate, scalable capacity. Contingency plans and backup facilities should be established to allow for timely recovery of operations and completion of the settlement process.**

遵守状況の評価：遵守 (Observed)

鍵となる質問への回答

### **質問 1**

システム運営者は、オペレーショナル・リスクを特定し、それを管理するための手続を備えていますか。

**Does the system operator have a process for identifying and managing its operational risks?**

- ・日本銀行は、オペレーショナル・リスクを特定し、それを管理するための手続を備えている。日本銀行は、日本銀行の事務に用いる全てのシステムおよびこれにより処理される情報について、情報セキュリティポリシーの整備を行っている。これらの手続は、日本銀行の内部規程のほか、日銀ネット国債系の利用に関する利用先との間の契約・運用マニュアルに詳細に規定されている。
- ・当該内部規程においては、主要機器（電算センターのホスト・コンピュータや重要な周辺装置）や通信回線の二重化、システムの運行状況の監視、電文の暗号化、ID カードの発行やパスワード管理等について具体的に定められている。

### **質問 2**

システム運営者は、主要なシステムの障害に対する緊急時の対応計画やバックアップ設備を備えていますか、またそれらの予行演習やテストは定期的に参加者を交えて行われていますか。緊急時の対応計画においては、最低限、障害発生時における全ての決済データの状態を確実に特定することが速やかにできるようになっていますか。バックアップ設備によって運行を再開するまで、どの位の時間を要しますか。すべての決済データを復旧するための手続が提供されていますか。システムの運営者は、どのようにメッセージの完全性を確保していますか。

**Does the system operator have contingency plans and backup facilities for the failure of key systems and are these tested and reviewed regularly with participants taking part? Do contingency plans ensure at a minimum that the status of all transactions at the time of the disruption can be identified with certainty in a timely manner? How long does it take to recover operations through backup systems? Do the procedures provide for preservation of all transaction data? How does the system operator ensure the integrity of messages?**

- ・日銀ネットについては、東京のメインセンターの主要機器・通信回線を二重化しているほか、大阪にバックアップセンターを有しており、東京のメインセンター障害時にはバックアップセンターを用いて業務を継続する。東京のメインセンターで処理されたデータはほぼリアルタイムで大阪バックアップセンターに反映されており、業務の再開までの時間は2時間程度と想定されている。また、日銀ネットについては、各種の緊急時における対応手順が確立されており、緊急時を想定したバックアップセンターへの切替訓練等をシステム参加者ととも毎年実施している。

### 質問3

運行面の信頼性に関する事項は、当該関連業務の責任者以外の者を含めた経営上層部により、定期的な評価を受けていますか。IT（情報技術）システムの定期的な外部監査が実施されていますか。内部に独立した監査機能がありますか、それはオペレーショナル・リスク管理策を評価するものですか。

**Are operational reliability issues reviewed regularly by senior management, including review by persons not responsible for the relevant operations? Are periodic external audits of the IT (information technology) system conducted? Is there an independent internal audit function and does it review operational risk controls?**

- ・日銀ネットの運行状況については、定期的（概ね半年毎）に政策委員会に対して報告され、評価を受けている。
- ・日本銀行の監事および総裁直属の検査部門は、日本銀行の業務全般に対する監査および検査を行っており、その一環として、国債振替決済制度および日銀ネット国債系の所管部署（業務局、システム情報局等）の業務の状況についても定期的に監査および検査が行われている。
- ・監事は国債振替決済制度および日銀ネット国債系を含む業務部門全体の業務執行の概況を聴取している。監事は、その役割が明確に法定化されており（日

本銀行法第22条等)、政策委員会からも独立性を有している(同法15条3項)。

#### 質問4

昨年中に、主要なシステムは何回障害を起こしましたか。最も一般的な障害の原因は何ですか。処理を再開するまでにどれ位の時間を要しましたか。データが失われた場合には、どれ程の取引データが失われましたか。システム運営者は、主要なシステムの性能に関する計画を策定していますか。また、当該システムは定期的にストレス・テストを受けていますか。

**How many times during the last year has a key system failed? What is the most common cause of failures? How long did it take to resume processing? How much transaction data, if any, was lost? Does the system operator have capacity plans for key systems and are key systems tested periodically to determine if they can handle stress volume?**

- ・日銀ネット国債系については、2006年中に、特記すべきシステム障害は発生していない。
- ・日銀ネットにおいては、新システムの構築やシステム変更が行われるごとに、または定期的に、システムの容量、性能について検証を行っているほか、必要に応じストレス・テストを実施している。また、システムによる日々の処理件数のチェック等を通じ、処理能力に問題が生じていないか常時モニターしている。

#### 勧告12：顧客の証券の保護

証券を保管する主体は、顧客の証券を完全に保護するような会計実務と保管手続を採用すべきである。カストディアンの債権者の請求権から顧客の証券が保護されることは、必要不可欠である。

#### **Recommendation 12: Protection of customers' securities**

**Entities holding securities in custody should employ accounting practices and safekeeping procedures that fully protect customers' securities. It is essential that customers' securities be protected against the claims of a custodian's creditors.**

遵守状況の評価：遵守 (Observed)

#### 鍵となる質問への回答

##### 質問1

顧客の証券を盗難、紛失、不正使用から保護し、また、顧客の証券がカスト

ディアンからの債権者からの請求に服さないことを確保するために、どのような取極めが利用されていますか（例えば、分別管理、保険、保証の枠組みが用いられていますか）。そうした取極めは、特定の法や規制に基づくものですか。カストディアンが倒産した場合、そうした取極めは、顧客のポジションが管財人によって健全な仲介者に移動されることを可能にするものですか。

**What arrangements are used to protect customers' securities from theft, loss or misuse and to ensure that they will not become subject to claims of the custodian's creditors (for example, are segregation, insurance, or compensation schemes used)? Are those arrangements based upon specific laws and regulations? In the event of the custodian's insolvency, do those arrangements enable a customer's positions to be moved by a receiver to a solvent intermediary?**

- ・顧客の証券の保護については、勧告1の2(i)(b)参照。
- ・参加者が倒産した場合、その顧客は、他の健全な参加者から口座開設を受けて、振替国債を移転することが可能である。また、振替機関の業務（振替業）の継続が困難となった場合には、主務大臣は、当該振替機関に対して振替業を他の振替機関に移転することを命じることができる（社債等振替法23条等）。

## 質問2

証券を保管している主体は、こういった頻度で記録を照査していますか。証券を保管する主体は、顧客の請求を満足させるのに十分な証券を保有しているかを判断するために、強制的な内部監査や外部監査、またはその双方を受けていますか。

**How often do the entities holding securities in custody reconcile their records? Are the entities holding securities in custody subject to mandatory internal or external audit, or both, to determine if there are sufficient securities to satisfy customer claims?**

- ・日本銀行は、日銀ネット国債系の利用先である国債振替決済制度の参加者に対しては個別の振替指図の実行毎に、また日銀ネット国債系の参加者でない国債振替決済制度の参加者に対しては国債の受払日の業務終了時また翌営業日業務開始時に、振替国債の残高通知を出力している。国債振替決済制度の参加者は、これらと自己の帳簿上の口座残高とを突合することにより、記録を照査することができる。
- ・日本銀行の監事および総裁直属の検査部門は、日本銀行の業務全般に対する監査、検査を行っており、その一環として、国債振替決済制度および日銀ネット国債系の所管部署（業務局、システム情報局等）の業務の状況について

も定期的に監査および検査が行われている。

### 質問 3

証券を保管する主体は、健全性に関する監督や規制に服していますか。定期的な調査では、証券の保管に利用される手続や内部管理が検査されていますか。  
**Are the entities holding securities in custody subject to prudential supervision or regulation? Do regulatory reviews examine the procedures and internal controls used in the safekeeping of securities?**

- ・日本銀行は、中央銀行としてその財務の健全性を維持することを求められており、そうした観点から、日本銀行の監事により定期的に監査が行われている。
- ・国債振替決済制度の参加者等に関しては、各業法により健全性に関する監督や規制に服しているほか、各参加者等が同制度に参加する際に、日本銀行はその財務の健全性（財産の状況）について審査している。

### 勧告 13： ガバナンス

CSD と CCP の組織運営（ガバナンス）の取極めは、公益の要請を満たし、かつ所有者と利用者の目的を実現するように設計されるべきである。

#### **Recommendation 13: Governance**

**Governance arrangements for CSDs and CCPs should be designed to fulfil public interest requirements and to promote the objectives of owners and users.**

遵守状況の評価： 遵守（Observed）

### 鍵となる質問への回答

#### 質問 1

CSD や CCP のガバナンスの取極めはどのようなものですか。システム、当該システムの所有構造や意思決定機関・経営の構造、主要な決定が行われる手順、および経営責任を明確にする手順に関して、どのような情報が公表され入手可能となっていますか。

**What are the governance arrangements of the CSD or CCP? What information is publicly available regarding the system, its ownership and its board and management structure, and the process by which major decisions are taken and management made accountable?**

- ・国債振替決済制度および日銀ネット国債系は、日本銀行が所有・運営し、日

本銀行の最高意思決定機関である政策委員会が運営の最終的な責任を負う。国債振替決済制度の参加者等の承認基準や基本規定（振決規程）といった基本的な規則類は政策委員会の決定または総裁の承認を経て定められている。

- ・ 政策委員会の構成およびその任務、意思決定方法等は、日銀法および関係政省令ならびに政策委員会の定める規則において定められている。
- ・ 政策委員会による意思決定は、政策委員会月報（月 1 回）の公表等を通じて決定内容が明らかにされている。また、各年度の国債振替決済制度および日銀ネット国債系の運営状況およびこれに関する日本銀行の施策については、日本銀行が日銀法 55 条に基づき作成する業務の概況に関する年次報告書（「業務概況書」）によって公表されている。

## 質問 2

システムの公共の利益、財務面および他の目的は、明確に特定され公表されていますか。それらは何ですか。その目的は、所有者や利用者のニーズを反映しているものですか。公共の利益はどのように考慮されていますか。参加者や一般国民は、システムの意思決定プロセスに影響を与えることが可能となっていますか。主要な決定はどのように所有者や利用者に伝達されていますか。

**Are the system's public interest, financial and other objectives clearly articulated and public? What are they? Do the system's objectives reflect the needs of users as well as owners? How is the public interest taken into account? Can the system's participants or the public influence the system's decision-making process? How are major decisions communicated to owners and users?**

- ・ 国債振替決済制度および日銀ネット国債系の運営の目的等は、「決済の分野における日本銀行の役割」（2002 年）等の文書により公表されている。
- ・ 日本銀行は、日本銀行法の定める日本銀行の目的の 1 つである「金融機関間の資金決済の円滑の確保」（同法 1 条 2 項）に資する観点から、国債振替決済制度および日銀ネット国債系を運営している。
- ・ 国債振替決済制度および日銀ネット国債系の提供の目的は、国債の売買等が資金取引や資金決済と密接に関連することに鑑み、決済システムの円滑かつ安定的な運行に寄与することおよび利用者のニーズに資することである。
- ・ システム運営にかかる政策委員会の意思決定については、国会への報告、政策委員会月報、業務概況書の公表等を通じてその決定内容を公に明らかにしており、それによってその妥当性がシステム利用者や一般国民から問われ得る。

- ・ 国債振替決済制度および日銀ネット国債系に関する日本銀行の主要な決定は、日本銀行のホームページや各種の公表文書を通じてシステム利用者に通知される。また、日本銀行は、システム変更等に係る重要事項の決定に当っては、必要に応じて日銀ネット利用先をはじめ関係者に市中協議を行うこととしている。

### 質問 3

経営陣が、システムの目的を達成するために必要なインセンティブと能力を持ち、その運営に責任をもつことを確保するために、どのような手段が講じられていますか。

**What steps are taken to ensure that management has the incentives and skills needed to achieve the system's objectives and is accountable for its performance?**

- ・ 上記参照。

### 質問 4

理事会の構成はどのように決定されていますか。理事会のメンバーが必要な能力を持つこと、また公共の利益とともにすべての株主や利用者の利益を審議において代弁するあるいは考慮することを確保するために、どのような手段が講じられていますか。

**How is the composition of the board determined? What steps are taken to ensure that board members have the necessary skills, and represent or take into account in their deliberations the full range of shareholder and user interests as well as the public interest?**

- ・ 上記参照。

### 勧告 14：参加基準

CSD と CCP は、公正かつ開かれた形での参加が可能となるよう、客観的で公表された参加基準を設けるべきである。

#### **Recommendation 14: Access 参加基準**

**CSDs and CCPs should have objective and publicly disclosed criteria for participation that permit fair and open access.**

遵守状況の評価：遵守 (Observed)

鍵となる質問への回答

### 質問 1

システムへの参加を定めている規則・基準は客観的ですかすべての潜在的な参加申請者に明確に開示されていますか。

**Are access rules/criteria objective and clearly disclosed to all potential applicants?**

- ・ 国債振替決済制度の参加者等（直接参加者・間接参加者・外国間接参加者・顧客）の承認基準（政策委員会決定）および申請手続に関する書式等は日本銀行のホームページ等において公表され、潜在的申請者に明確に開示されている。また、同承認基準は、承認の成否に関する判断基準と当該判断に当たっての考慮事項を極力客観的に明示している。
- ・ 日銀ネット国債系の利用については、国債振替決済制度の直接参加者であれば、その事務処理体制に問題がないことを条件に基本的に承認することとされている。

### 質問 2

申請者の属性、種類および所在地にかかわらず、同一の規則が適用されますか。そうでない場合、どのような種類の規則が適用されていますか、またその理由は何ですか。システムへの参加に対する制限は、システム運営者や他の利用者に対するリスクを管理するという必要性の観点から正当化されていますか。

**Are the same rules applied regardless of the identity, type and location of the applicant? If not, what variations apply and why? Can differential restrictions on access to the system be justified in terms of the need to limit risks to the system operator or to other users?**

- ・ 参加資格（直接参加者・間接参加者・外国間接参加者・顧客）にかかわらず、基本的には同一の基準<sup>24</sup>が適用される。ただし、財産の状況に関する判断基準の細目は、基本的に各業態に関する業法上の基準に準じて定められているため、申請者の業態等に応じて異なる。

### 質問 3

参加者は、どのような条件でシステムへの参加を終了させることができますか。参加基準を満たさなくなった参加者の離脱を促すために、どのような取極

---

<sup>24</sup> 「申請者が、参加者等となることにより、国債振替決済制度の信用が害され、またはその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと」、「申請者が社債等振替法および国債振替決済制度の諸規則を遵守することが困難と認める特段の事情がないこと」等が要件とされている。



めが実行されていますか。こうした取極めは公表されていますか。

**Under what conditions can participants terminate their membership? What arrangements does the system have in place to facilitate the exit of members who no longer meet the participation requirements? Are these arrangements publicly disclosed?**

- ・国債振替決済制度の参加者等は、公表されている振決規程に基づき、1ヶ月の予告期間をもって自己の参加資格を終了させることができる。
- ・日銀ネット国債系利用先は、日本銀行と利用先との間の契約に基づき、2ヶ月の予告期間をもって、日銀ネット国債系の利用に関する契約を解約することができる。
- ・日本銀行は、公表されている振決規程に基づき、次の何れかの事由に該当する場合には、参加者等の参加者資格を喪失させることができる。
  - (1) 顧客口座を開設できる参加者および間接参加者については、社債等振替法第44条第1項第1号から第12号までに掲げる者または他の振替機関でなくなったこと。また、外国間接参加者については、社債等振替法第44条第1項第13号に定める者でなくなったこと。
  - (2) 参加者等が、法令、法令に基づく行政処分、振決規程および振決規則その他の日本銀行が国債振替決済制度の円滑な運営のために定めた事項に違反したこと。
  - (3) 参加者等が、国債振替決済制度の信用を害しもしくはその運営を著しく阻害したこと、またはそのおそれがあると日本銀行が認めたこと。
- ・また、日本銀行は、日本銀行と利用先との間の契約に基づき、次のいずれかを事由として、直ちに日銀ネット国債系の利用に関する契約を解約することができる。
  - (1) 利用先が契約に違反したこと。
  - (2) 利用先が、日本銀行が契約に基づいて発出した指示または定めた事項に違反したこと。
  - (3) 利用先が、その他日銀ネット国債系の円滑な利用を阻害するおそれがあると日本銀行が認めたこと。

#### **勧告 15： 効率性**

証券決済システムは、運行上の安全性を維持する一方で、利用者の要求を満たすようにコスト面で効率的であるべきである。

## **Recommendation 15: Efficiency**

**While maintaining safe and secure operations, securities settlement systems should be cost-effective in meeting the requirements of users.**

遵守状況の評価：遵守（Observed）

鍵となる質問への回答

### **質問 1**

システムの運営者は、当該システムのコストをコントロールする手続（例：費用や料金を類似のサービスを提供する他のシステムと比較し、重要な差違の理由を分析すること）を実行していますか。システム運営者は、運行に係る費用に対する課金水準を、定期的に見直す手続を実行していますか。

**Does the system operator have in place procedures to control costs (for example, by benchmarking its costs and charges against other systems that provide a similar service and to analyse the reasons for significant differences)? Does the system operator have in place procedures to regularly review its pricing levels against its costs of operation?**

- ・日本銀行は、国債振替決済制度について日銀ネット国債系を通じてオンライン・サービスを提供している。日銀ネットは、国債決済のほかに、日銀当座預金決済や国債発行、金融政策オペレーション（金融調節）等の中央銀行固有の機能をオンラインで提供するためのシステムとして一体となって運営されている。
- ・日本銀行は、これらの機能の提供を日本銀行の目的の達成に資する業務として行っているため、そのインフラ整備に要する費用を原則として自ら負担しているが、対外接続に要する費用（例：対外接続に必要なハード、ソフトの調達費用、オンライン先の回線使用料）等については、受益者負担の原則に則り、オンライン処理を行うこと等によるメリットを享受する利用先から手数料を徴収することにより、回収している。
- ・日本銀行は、日銀ネット国債系を含む日銀ネット全体について、定期的な、収支相償の観点からの回収対象コストのコントロールと、これを踏まえた課金水準の見直しを行っている。

### **質問 2**

システムの運営者は、利用者に対する定期的な調査も含め、サービス水準の定期的な評価を行っていますか。システムの運営者は、予想される需要に対す

る処理能力の水準も含め、運行面の信頼性を定期的に評価していますか。

**Does the system operator regularly review its service levels, including by regularly surveying its users? Does the system operator have in place procedures to regularly review operational reliability including its capacity levels against projected demand?**

- ・日本銀行は、必要に応じ、サービスの内容・水準について、関係者に市中協議を行っているほか、システムに係る意見・要望等を把握するため、日頃より参加者との直接の対話や調査等を適宜行っている。
- ・また、日銀ネットにおいては、新システムの開発やシステム変更毎にまたは定期的にシステムの容量、性能について検証を行い、ストレス・テストも実施している。また、日々の処理件数についても常時モニターを行っている。これらにより、平常時の取引需要と、予見可能なピーク時の取引量を満たすのに十分な処理能力を維持している。

#### **勧告 16： 通信手順および標準**

証券決済システムは、クロスボーダー取引の効率的な決済を促進するために、適切な国際通信手順と標準を利用しないし受容すべきである。

#### **Recommendation 16: Communication procedures and standards**

**Securities settlement systems should use or accommodate the relevant international communication procedures and standards in order to facilitate efficient settlement of cross-border transactions.**

遵守状況の評価：遵守 (Observed)

#### 鍵となる質問への回答

##### 質問 1

証券決済システムは、国際的な通信の手順や標準を利用していますか、あるいは、国内の手順や標準をクロスボーダー取引のための関連する国際的な通信の手順や標準に容易に変換することが可能となっていますか。

**Does the securities settlement system use international communication procedures or standards or is it able to easily convert domestic procedures and standards into the relevant international communication procedures and standards for cross-border securities transactions?**

- ・日銀ネット国債系の通信手順については、コンピュータ接続利用先は全銀プロトコルから、国際的な通信の標準であるインターネットプロトコル

(TCP/IP) への移行を進めており、全銀プロトコルによる利用は、2008 年度中に終了する予定である。

また、端末接続利用先は、現行の日銀ネット専用端末において SNA プロトコルを利用しているが、2006 年 11 月から利用が開始された汎用パソコンを使用する新端末においては、TCP/IP の利用が可能である。また、日銀ネット専用端末の利用は、2008 年 4 月頃に終了する予定である。

- ・日銀ネット国債系のメッセージ・フォーマットは、日銀ネット独自の仕様であるが、TCP/IP を選択したコンピュータ接続利用先は、主要な電文（DVP および FOP の国債振替指図）について、ISO15022 に準拠した電文の送信を行うことも可能である。また、日銀ネット国債系のメッセージ・フォーマットは、比較的容易に、国際的な通信の手順や標準（例えば、ISO15022）に変換可能である。
- ・なお、保振機構の決済照合システムのメッセージ・フォーマットは ISO15022 を採用したうえで、日本の取引慣行等を踏まえた変更を加えている。また、証券コード、金融機関識別コードとしては、原則として、ISIN コード、BIC コードを利用している。

#### 勧告 17： 透明性

CSD と CCP は、市場参加者が、CSD や CCP のサービスを利用することに伴うリスクやコストを特定し正確に評価できるように、十分な情報を提供すべきである。

#### Recommendation 17: Transparency 透明性

**CSDs and CCPs should provide market participants with sufficient information for them to identify and evaluate accurately the risks and costs associated with using the CSD or CCP services.**

遵守状況の評価：遵守 (Observed)

#### 鍵となる質問への回答

##### 質問 1

CSD または CCP は、市場参加者に対して、規則、規制、関係法、ガバナンスの手續、リスク、リスクを緩和するために講じられている手段、および参加者の権利と義務、システムへの参加に伴うコストに関する明確な情報開示を行っていますか。

**Does the CSD or CCP make clear disclosures to market participants about its rules, regulations, relevant laws, governance procedures, risks, steps taken to mitigate risks, the rights and obligations of participants and the cost of participating in the system?**

- ・ 国債の CSD である日本銀行の国債決済業務に関するルールは、社債等振替法等の関係法令、日銀法に基づき日本銀行が定める日本銀行業務方法書、社債等振替法に基づき主務大臣の認可を受けて定められた業務規程（振決規程・振決規則）によりその基本的な部分が定められており、これらは日本銀行のホームページにおいて公表している。また、利用先が日銀ネットを利用する際の事務処理手順等や運用に関し遵守すべき事項等を利用業務毎に定めた運用マニュアル<sup>25</sup>を日本銀行のホームページに掲載することにより、利用先が容易に入手可能としている。さらに、参加者との権利義務関係やシステムの利用に関する細部の取極め、日銀ネット国債系の利用にかかるコストを、参加者に対して開示している。
- ・ 国債の CCP である JGBCC の行う清算業務に関するルールの基本的な部分は、金融商品取引法等の関係法令、金融商品取引法に基づき JGBCC が定める業務方法書や JGBCC の規則類において定められ、これらは JGBCC のホームページにおいて公表されている。また、参加者との権利義務関係やシステムの利用に関する細部の取極め、システムの利用にかかるコストは、参加者に対して開示されている。

## 質問 2

システムは、CPSS/IOSCO の「証券決済システムのディスクロージャーの枠組み」で設定されている質問事項または鍵となる質問への回答を完成・公表していますか。証券決済システムの監督やオーバーサイトに責任をもつ当局は、勧告の実現に関する鍵となる質問への回答を公表していますか。

**Has the system completed and disclosed the questionnaire set out in the CPSS/IOSCO disclosure framework or the answers to the key questions set out in this assessment methodology? Have the authorities responsible for regulation and oversight publicly disclosed their answers to the key questions regarding implementation of the recommendations?**

- ・ 日本銀行は、国債振替決済制度および日銀ネット国債系の運営主体として、

---

<sup>25</sup> 「日銀ネット利用細則」等。

これらを対象に「証券決済システムのディスクロージャーの枠組み」への回答を完成し、ホームページにおいて公表している。直近の改訂は2003年9月に行われている。

- ・本回答は、証券決済システムのオーバーサイトに責任をもつ日本銀行により作成・公表されたものである。

### 質問3

そうした情報は、どのように、どの言語において、またどのような形で入手可能となっていますか。

**How is this information made available? In what language or languages? In what form?**

- ・国債振替決済制度および日銀ネット国債系のディスクロージャー資料（「証券決済システムのディスクロージャーの枠組み」への回答）は、日本銀行のホームページから、日本語および英語で入手可能である。また、参加者等・利用先は、これらに関するより詳細な情報を日本語（一部については英語）で、日本銀行本支店の窓口、またはホームページから入手可能である。日本銀行と利用先との契約は、日本銀行が参加者に対して配付しているほか、運用マニュアル（日本語）は、日本銀行のホームページに掲載することにより、利用先等が容易に入手可能としている。

### 質問4

情報開示が完全で正確なことを確保するために、CSDやCCPによりどのような対策が講じられていますか。情報開示が最新状態にあることを確保するために定期的な評価が行われていますか。

**What steps are taken by the CSD or CCP to ensure that the disclosures are complete and accurate? Are there regular reviews to ensure they remain current?**

- ・日本銀行は、国債決済業務に関して必要な情報について、ホームページへの掲載や参加者への文書による通知により情報開示を行っている。情報開示が最新状態にあることを確保するために定期的な評価を行うための特別な仕組みは存在しないが、情報開示の内容に変更や追加があった場合には、ホームページへの掲載や参加者への文書による通知をタイムリーに行うことで、常に正確で最新の情報開示に努めている。
- ・JGBCCについても同様である。

## 勧告 18：監督とオーバーサイト

証券決済システムは、透明で効果的な監督とオーバーサイトに服すべきである。中央銀行および証券監督者は、相互にまた他の関係当局と協力すべきである。

### **Recommendation 18: Regulation and oversight**

**Securities settlement systems should be subject to transparent and effective regulation and oversight. Central banks and securities regulators should cooperate with each other and with other relevant authorities.**

遵守状況の評価：遵守（Observed）

## 鍵となる質問への回答

### 質問 1

システムはどのように監督・オーバーサイトされていますか。システムの運営を認可、規制する法律や監督機関と、システムの運営に関するこれらそれぞれの権限について説明して下さい。

**How is the system regulated/overseen? Describe the laws that authorise and govern the system's operation, the applicable regulatory bodies and their respective authority concerning the system's operation.**

- ・日本銀行は、社債等振替法に基づき振替機関として国債振替決済制度を運営するにあたり、日銀法 39 条に基づき主務大臣（内閣総理大臣＜金融庁長官に委任。以下同じ＞および財務大臣）の認可を受けている。
- ・日本銀行は、社債等振替法上の振替機関として主務大臣（内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣）の指定を受けており、同法に基づき、振替機関としての規制・監督に服している（同法 47 条）。但し、日本銀行については、社債等振替法上の特例として、他の振替機関（株式会社）とは異なり、兼業禁止、役員欠格事由、役員解任命令、立入検査、財産・収支に関する報告・命令等の規制・監督に関する規定は適用されない（同法 48 条）。
- ・日本銀行は自らが運営する証券決済システム（国債振替決済制度および日銀ネット国債系）の安全性・効率性が「証券決済システムのための勧告」および「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」に適合することを確保しており、それらを向上させるべく努めている。

### 質問 2

証券監督者、中央銀行、場合によってはこれらに加え銀行監督者の、証券決済システムに関する目的と責任は、明確に定義されていますか。彼らの役割と

主要政策は公表されていますか。それらは、証券決済システムの設計者、運営者、参加者および他の関係者に、十分に理解されるように平易な言葉で書かれていますか。

**Are the responsibilities of the securities regulator, central bank and, where relevant, banking supervisor clearly defined with respect to securities settlement systems? Are their roles and major policies disclosed publicly? Are they written in plain language so that they can be fully understood by designers, operators and participants of securities settlement systems, and other relevant parties?**

- ・証券監督者（金融庁）の証券決済システムに関する目的と責任は、社債等振替法等の関係法令により明確に定義されている。
- ・日本銀行の証券決済システムに関する目的と責任は、日本銀行の公表した「決済の分野における日本銀行の役割」（2002年）という文書に示されている。
- ・日本銀行は、民間主体が提供する証券決済システムについて、その安全性と効率性に目配りし、必要があればその改善に向けた働きかけを行っている。

### 質問3

監督やオーバーサイトの枠組みは何に基づいていますか。それは、具体的な責務、責任および権限が、特定の公的当局に割り当てられるような法律に基づくアプローチですか。それとも、法律に基づかないアプローチですか。証券監督者や中央銀行は、監督やオーバーサイト機能を実効的に実施するための経験豊富な職員と適切な資源や財源を備えていますか。

**What is the regulatory and oversight framework based on? Is it a statute-based approach where specific tasks, responsibilities and powers are assigned to specific public authorities? Or a non-statute-based approach? Do the securities regulator and the central bank have experienced staff, proper resources and funding to carry out regulatory and oversight functions effectively?**

- ・監督やオーバーサイトの枠組みの根拠については、上記参照。
- ・証券監督者（金融庁）は、証券決済システムを実効的に監督するための経験豊富な職員と適切な資源や財源を備えている。
- ・日本銀行は決済システムのオーバーサイトを専担する部局（決済機構局）を有しており、証券決済システムを実効的にオーバーサイトするための経験豊富な職員を備えているほか、オーバーサイトに必要な資源や財源についても適切に割り当てている。



#### 質問 4

証券決済システムに関する情報や意見の交換といった、証券監督者や中央銀行との間の協力のための枠組みが存在しますか。国内外の関係当局との間にそのような協力のための枠組みは存在しますか。

**Is there a framework for cooperation between the securities regulator and the central bank, such as for the exchange of information and views on securities settlement systems? Is there such a framework for cooperation with relevant authorities both within and outside the country?**

- ・フォーマルな枠組みは存在しないが、証券監督者（金融庁）と中央銀行（日本銀行）は、必要に応じ、随時、情報や意見の交換を行っている。
- ・金融庁は証券監督者国際機構（IOSCO）<sup>26</sup>、日本銀行は支払・決済システム委員会（CPSS）<sup>27</sup>に参加しており、これらのフォーラムが海外の関係当局との国際的な協力の枠組みとして機能している。なお、金融庁は、海外の複数の証券監督者との間で、情報交換のための MOU を締結している。

#### 勧告 19：クロスボーダーリンクに係るリスク

クロスボーダー取引を決済するためのリンクを設ける CSD は、クロスボーダー決済に伴うリスクを効果的に削減するように、当該リンクを設計し運行すべきである。

#### **Recommendation 19: Risks in cross-border links**

**CSDs that establish links to settle cross-border trades should design and operate such links to reduce effectively the risks associated with cross-border settlements.**

遵守状況の評価：該当しない（Not applicable）

#### 鍵となる質問への回答

##### 質問 1

どのようにリンクが行われていますか（解説を参照して下さい）。CSD は、リンクの設計とリンクされている CSD の財務面・業務面の健全性に関するリスク分析を行いましたか。

---

<sup>26</sup> 証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions）。世界各国の証券監督当局や証券取引所等から構成されている国際機関。証券監督に関する原則・指針等の国際的なルールの策定等を行っている。

<sup>27</sup> 支払・決済システム委員会（Committee on Payment and Settlement Systems）。G10 諸国の中央銀行が決済システムの動向をモニター・分析し、関連する政策課題を検討するフォーラム（事務局：国際決済銀行〈BIS〉）。

**What kinds of links are in operation (see explanatory note)? Has the CSD done a risk analysis of the design of the link and the financial and operational integrity of the linked CSD?**

- ・日本銀行の運営する国債振替決済制度および日銀ネット国債系と、海外の証券決済システムとの間には、クロスボーダー決済のための直接のリンクはない。

## 質問 2

DVP はどのように行われていますか。リンクは、リンクを通じた仮振替を認めていますか。リンクは、リンクを通じた証券の仮振替を認めていますか。認めている場合、これらの証券のさらなる振替は、当初の振替がファイナルになるまで禁止されていますか。

**How is DVP achieved? Does the link permit provisional transfers of securities across the link? If so, is the retransfer of these securities prohibited until the first transfer is final?**

- ・該当しない。

## 質問 3

CSD がリンクされている CSD に信用供与を行っている場合、リンクされている CSD に対する信用供与は全額担保でカバーされるとともに、それに限度額が設定されていますか。リスク管理と流動性調達力は、当該リンクにより生じる流動性リスクに対処するのに十分なものとなっていますか。

**If the CSD extends credit to a linked CSD, are credit extensions to the linked CSD fully secured and subject to limits? Are risk controls and liquidity resources adequate to address liquidity risks posed by the link?**

- ・該当しない。